

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

総合企画部の所管に属する建設工事等の実施に当たり、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定により学識経験を有する者の意見を聴くことが必要であることから、新たに滋賀県総合企画部建設工事等総合評価審査委員会を設置するため、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県総合企画部建設工事等総合評価審査委員会を新たに設置することとし、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について定めることとします。  
(別表関係)
- (2) この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表

旧					新				
本則および付則 省略 別表（第2条関係） 1 知事の附属機関					本則および付則 省略 別表（第2条関係） 1 知事の附属機関				
名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期	名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県総合 企画部指定 管理者選定 委員会	省略				滋賀県総合 企画部指定 管理者選定 委員会	省略			
(新設)					滋賀県総合 企画部建設 工事等総合 評価審査委 員会	知事の諮問に応じて 県が発注する総合企 画部の所管に属する 建設工事等に係る地 方自治法施行令（昭 和22年政令第16号） 第167条の10の2第 3項に規定する落札 者決定基準の策定お よび同条第5項の規	20人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	当該諮問 に係る審 査が終了 するまで の期間

省略				
滋賀県文化スポーツ部建設工事等総合評価審査委員会	知事の諮問に応じて県が発注する文化スポーツ部の所管に属する建設工事等に係る地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る審査が終了するまでの期間
省略				
2 省略				

定による落札者の決定に関する事項について審査すること。				
省略				
滋賀県文化スポーツ部建設工事等総合評価審査委員会	知事の諮問に応じて県が発注する文化スポーツ部の所管に属する建設工事等に係る地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る審査が終了するまでの期間
省略				
2 省略				